平成２８年３月１４日

府中市長　高 野 律 雄　様

府中市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　加　藤　隆　之

個人情報の収集について（答申）

平成２８年２月２３日付２７府政広発第５２号で諮問のあった標記事項について、府中市情報公開・個人情報保護審議会の意見を次のとおり答申いたします。

「主催講座保育事業」ほか９事務において行う、府中市個人情報の保護に関する条例（以下「条例」といいます。）第８条に規定する収集禁止事項の収集は、条例第８条ただし書所定の、実施機関の「職務執行上特に必要」なものに該当すると認められます。ただし、「養護老人ホーム措置事業」において収集する事項の「宗教」については、任意で提供を受けることとし、その旨がわかるような処置を行うことを条件とします。

また、「通学路防犯カメラ設置及び運用事務」ほか１事務において行う、条例第７条第２項第９号に規定する本人以外からの収集は、条例第７条第２項第９号の「公益上特に必要」なものに該当すると認められます。